

改正 平成28年2月25日 原規総発第1602251号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成28年2月17日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成28年2月25日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案						現 行					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
		(略)						(略)			
303	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	原子力安全人材育成センター 所長 (以下この表において「所長」という。)	安全規制管理官	要	303	安全規制管理官付	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	長官		要

304	<u>原子力安全人材育成センター</u>	原子炉試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関すること。	<u>所長</u>	<u>安全規制管理官</u>	要	304	<u>安全規制管理官付</u>	原子炉試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関すること。	<u>長官</u>		要
		(略)						(略)			
373	<u>原子力安全人材育成センター</u>	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	<u>所長</u>	<u>安全規制管理官</u>	要	373	<u>安全規制管理官付</u>	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	<u>長官</u>		要
374	<u>原子力安全人材育成センター</u>	核燃料試験細目規則第11条の規定による認定課程の確認に関すること。	<u>所長</u>	<u>安全規制管理官</u>	要	374	<u>安全規制管理官付</u>	核燃料試験細目規則第11条の規定による認定課程の確認に関すること。	<u>長官</u>		要
		(略)						(略)			